

議案第 85 号

小田原市個人情報保護審査会条例

[制定理由]

個人情報の保護に関する法律に基づき保有個人情報の開示決定等に係る審査請求の調査審議等を行う附属機関として小田原市個人情報保護審査会を設置するため制定する。

[内 容]

1 設置（第 2 条関係）

次に掲げる事務を行うため、小田原市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置くこととする。

(1) 個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求につき、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。

(2) 個人情報の保護に関する制度の改善その他の重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。

2 組織（第 3 条関係）

審査会は、委員 5 人以内をもって組織することとする。また、審査会の委員は、個人情報の保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱することとし、その任期は、2 年とすることとする。

3 会長（第 4 条関係）

審査会に会長を置き、委員の互選により定めることとするほか、会長の権限について定めることとする。

4 会議（第 5 条関係）

審査会の会議は、会長が招集し、委員の 2 分の 1 以上の出席により成立することとする。また、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

5 審査会の調査権限（第 7 条関係）

審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができることとするほか、審査会の調査権限について定めるこ

ととする。

6 提出資料の写しの送付等（第8条関係）

審査会は、5による諮問実施機関に求めた資料の提出又は審査請求人等から主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの主張書面又は資料の写しを当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとし、これに当たり、当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないこととする。

7 秘密の保持（第9条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとする。

8 庶務（第10条関係）

審査会の事務は、市長が定める職員が処理することとする。

9 罰則（第12条関係）

7に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする。

10 経過措置（附則第2条関係）

この条例の施行後における旧小田原市個人情報保護条例による審査請求の手續に係る経過措置を定めることとする。

11 小田原市附属機関設置条例の一部改正（附則第3条関係）

1による小田原市個人情報保護審査会の設置に伴い、これまでの小田原市個人情報保護運営審議会及び小田原市個人情報保護審査会を廃止することとする。

（別表関係）

[適用]

令和5年4月1日